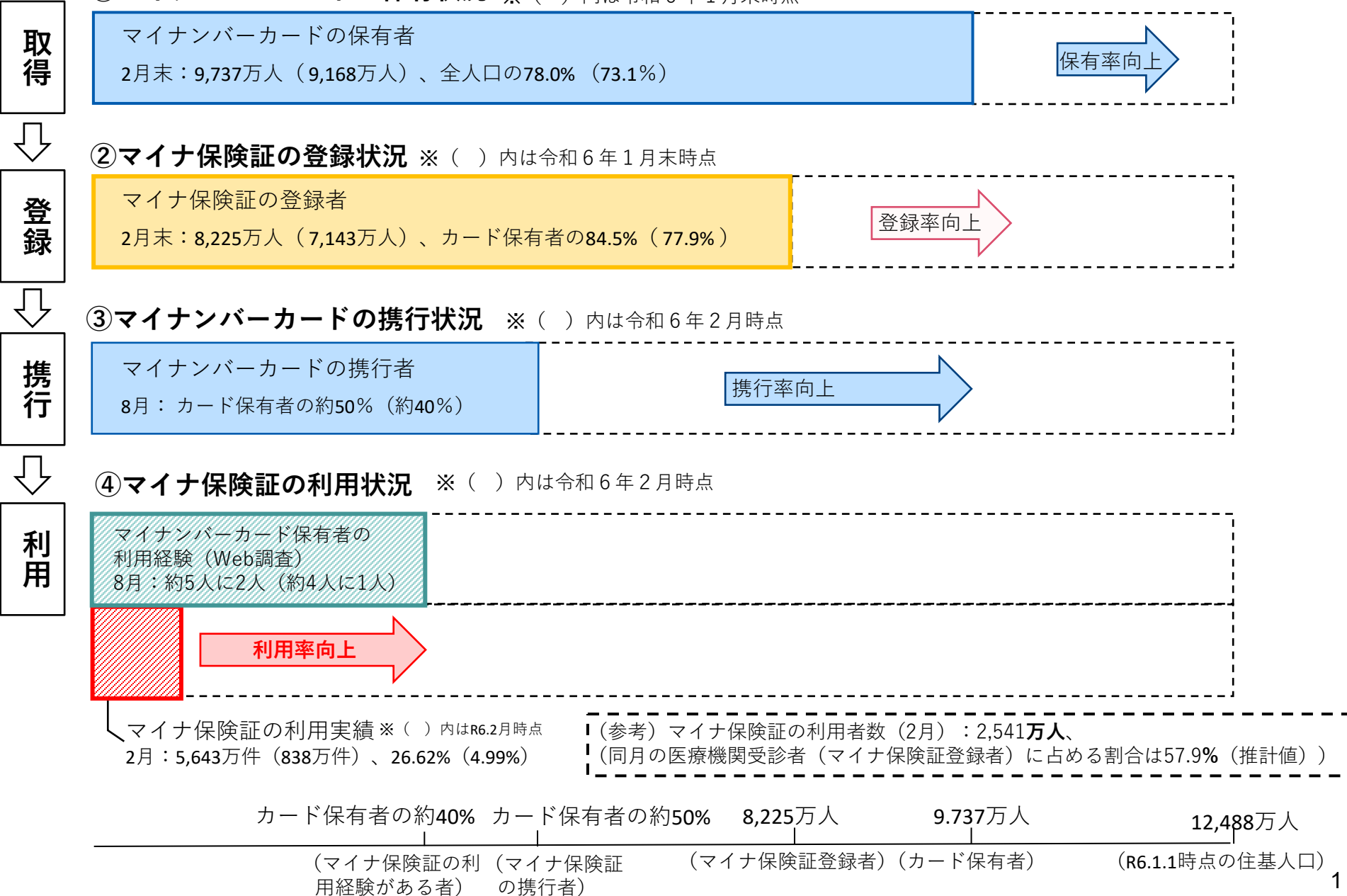
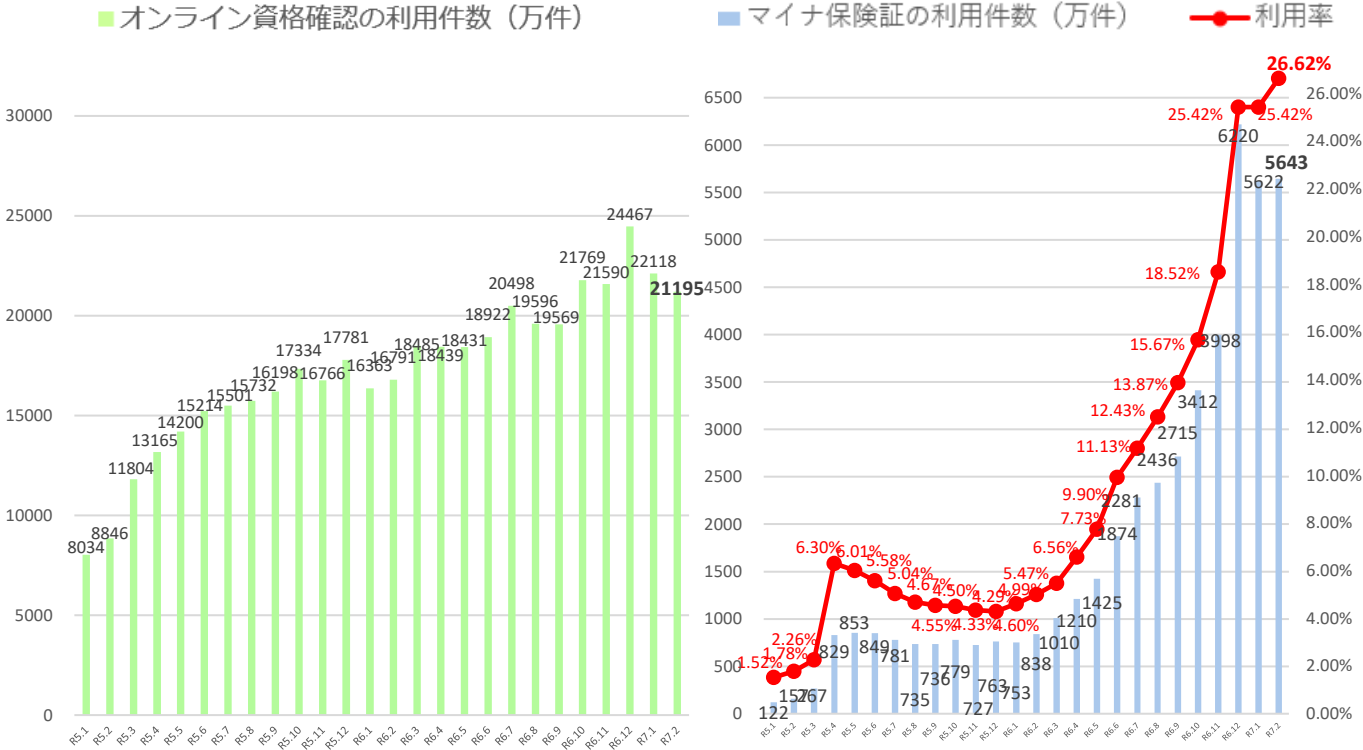


マイナ保険証に関する現状



オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



【2月分実績の内訳】

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	15,140,259	6,831,395	8,308,864
内科診療所	88,236,848	22,040,486	66,196,362
歯科診療所	17,161,172	6,770,867	10,390,305
薬局	91,413,072	20,787,832	70,625,240
総計	211,951,351	56,430,580	155,520,771

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	1,921,584	999,999	3,067,498
内科診療所	6,475,470	7,428,677	16,732,239
歯科診療所	1,774,402	1,308,827	1,697,224
薬局	6,384,770	5,416,717	10,771,737
総計	16,556,226	15,154,220	32,268,698

＜参考＞
令和7年2月のマイナ保険証利用人数（2,541万人）から、当該月に医療機関に受診した人の推計値（6,660万人）を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合（推計値）を算出すると以下のとおり。

- 医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合 38.2%
- 医療機関受診者（MNC保有者）に占めるマイナ保険証利用者の割合 48.9%
- 医療機関受診者（マイナ保険証登録者）に占めるマイナ保険証利用者の割合 57.9%

※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者数は、月内に保険者を異動し、両保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。
※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年10月までは医療保険医療費データベースによる実績値、11～2月は過去の伸び率から推計して算出。
患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外＋歯科の受診率を用いて推計し算出。
※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者（78.0%）やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者（84.5%）を用いて推計。

国民向け周知 政府広報と連携した新聞広告等

令和6年10月には、政府広報と連携して**新聞広告を実施**。

また、同年12月には、医療機関や国民に配布できるリーフレットを作成した上で、**全医療機関・薬局にメールで送付**。

さらに、令和7年1月には、医療機関や国民向けの**ポスター提示が可能な周知広報物**を作成。

<新聞広告（R6/10/24～10月末）>

政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

**まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、
これまでどおりの医療を、あなたに。**

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 **申請不要で資格確認書をお届けします。**

新たに後期高齢者になった方 **申請不要で資格確認書をお届けします。** ※期限7月末日まで

マイナ保険証での受診が困難な方 **申請いただくことで資格確認書をお届けします。**
（ご高齢の方・障害をお持ちの方など）

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→ **政府広報 マイナ保険証** 

<全医療機関・薬局に対して周知したリーフレット（R6/12）>

政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

**まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、
これまでどおりの医療を
あなたに。**

2024年12月2日に、
現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も
申請不要で届けられる資格確認書で
保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、2024年12月2日時点で
有効な保険証は、最大1年間ご利用になります。
有効期限が切れる場合でも、
必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 **申請不要で
資格確認書をお届けします。**

新たに後期高齢者になった方 **申請不要で資格確認書
をお届けします。** ※2025年7月末日まで

マイナ保険証での受診が困難な方 **申請いただくことで
資格確認書をお届けします。**
（ご高齢の方・障害をお持ちの方など）

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

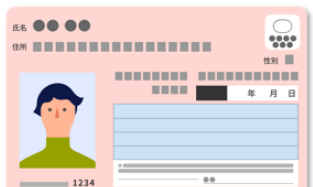
さらに詳しい情報は
こちらから検索→ **政府広報 マイナ保険証** 

<医療機関や国民向けのポスター提示が可能な周知広報物（R7/1）>

**医療機関・薬局では、
以下のいずれかで受付をお願いします**

マイナ保険証

受付時に顔認証ができない際に必要となる、
マイナンバーカードの
4桁の暗証番号を、お忘れなく！



健康保険証

有効期限は**最長1年間**
(令和7年12月1日まで)



資格確認書



何らかの事情で、
マイナ保険証での受付が出来ない場合は
「マイナポータル」等と併せて
受付が出来ます。

詳細はこちら 

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、
搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご利用ください！

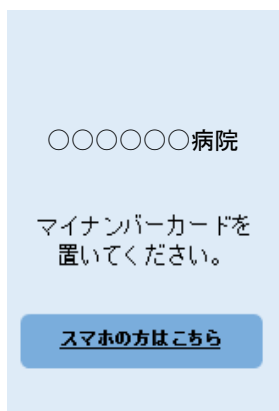
ひと、くらし、あいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



外来診療等におけるスマホ搭載対応

- 現行の顔認証付きカードリーダーに加えて、スマホ搭載された電子証明書をかざして読み取るための汎用カードリーダーを設置する。
- 電子証明書の読み取り後、同意登録は、顔認証付きカードリーダーの画面上で実施する。
- Android及びiPhoneで同時に令和 7 年春にリリースし、実証事業を経た上で、医療機関等での普及を目指す。

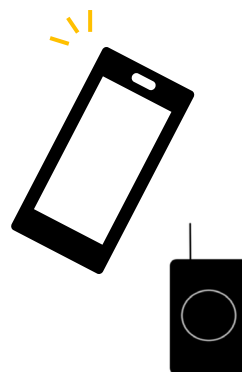
①顔認証付きカードリーダーで
スマホによる手続きを選択



②認証 (Androidのみ)
※Androidの場合4桁の
PIN入力が必要

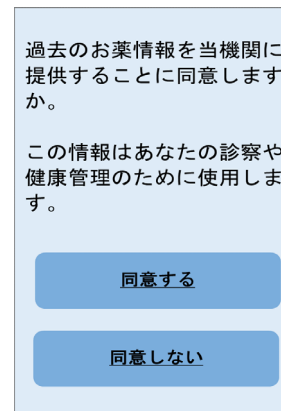


③スマートフォンを汎用
カードリーダー (資格確
認端末に接続) にかざして
電子証明書を読み取り



※iPhoneは汎用カードリー
ダーにかざす前に生体認証
等によりマイナンバーカー
ドを表示して読み取り

④同意登録



⑤完了

